揖斐川町岐阜県立森林文化アカデミー就学支援事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第１条　この告示は、揖斐川町ふるさとの森づくり条例（平成27年揖斐川町条例第32号）に基づき、森を守り育て、活用し、貴重な財産として次の世代に継承する人材を育成するため、岐阜県立森林文化アカデミー就学支援事業補助金の交付に関し、揖斐川町補助金等交付規則（平成17年揖斐川町規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　岐阜県立森林文化アカデミーの森と木のエンジニア科若しくは森と木のクリエーター科に入学又は在学する者

(２)　岐阜県立森林文化アカデミー卒業後、本町に在住し森林に関連する企業等に３年以上勤務することができる者

(３)　市町村税等を滞納していない者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、岐阜県立森林文化アカデミー森と木のエンジニア科又は森と木のクリエーター科の授業料とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第８条の規定により、交付申請書を町長に提出しなければならない。

（交付申請の添付書類）

第６条　規則第８条の町長の定める関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　岐阜県立森林文化アカデミー入学証明書又は在学証明書の写し

(２)　住民基本台帳の写し

(３)　市町村税の完納証明書又は、過去３年分の納税証明書

(４)　岐阜県立森林文化アカデミー卒業後の事業計画書

（補助金の実績報告）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、年度末までに規則第11条の規定により、実績報告書を町長に提出しなければならない。

（実績報告の添付書類）

第８条　規則第11条の町長の定める関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　岐阜県立森林文化アカデミー授業料の領収書等の写し

(２)　岐阜県立森林文化アカデミーの在学証明書又は卒業証明書の写し

（補助金の交付）

第９条　町長は、第７条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、１年に１回支払うものとする。ただし、規則第13条第１項の規定による事前に支払うことができる規定は適用しない。

２　補助金の交付は、１人につき２か年以内とする。

（補助金の返還）

第10条　町長は、補助金を交付した者がこの告示に定める条件に違反したときは、規則第14条及び第15条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。